賃貸借契約書（案）

タイヤショベルの賃貸借について、賃借人　徳島県（以下「甲」という。）と賃貸人○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　この契約は、乙が甲にタイヤショベルを賃貸するとともに、タイヤショベルの適切な操作方法を指導し、タイヤショベルが常時正常な状態で稼働し得るように保守を行うことを目的とする。

（契約物件）
第２条　契約物件は、次のとおりとする。

項　目	内　容	備　考
品　目	タイヤショベル	
メーカー名		
型　番		
数　量		
納品場所	徳島県名西郡神山町上分字川又西１５２－１ 旧神山町立上分小学校前	

（賃貸借期間）
第３条　賃貸借期間は、令和８年１２月１０日から令和９年３月１０日までとする。

（賃借料）
第４条　賃借料の額は、１か月につき金　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金　　円）とする。
ただし、１か月に満たない期間の賃借料は、当該月の日数に応じて日割り計算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）とする。
２　前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき賃貸借料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

（契約保証金）
第５条　契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）
第６条　乙は、契約成立後、賃貸借開始日までに契約物件を指定の納入場所に納入し、甲の指名する係員の検査を受け、甲に引渡さなければならない。
２　納入に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）
第７条　乙は、契約期間中における契約物件について、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに通知しなければならない。
２　前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに、これを契約に適合する物品に交換しなければならない。

（危険負担）
第８条　契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

（履行の遅延）

第９条　乙の責めに帰する理由により物件を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年５パーセントの割合で計算した金額とする。
　ただし、甲は、算出した遅延利息の額が１００円未満であるときは、これを徴しないことができる。

（使用者の変更）
第１０条　甲が、契約物件を公益上の目的により第三者に転貸する場合は、乙はこれに同意するものとする。
２　前項の場合は、甲は、乙に使用者及び保管場所を通知しなければならない。

（維持管理）
第１１条　甲は、契約物件を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（保守）
第１２条　乙は、甲が契約物件を完全に使用できるように保守を行わなければならない。
　ただし、甲の責めに帰する事由により契約物件に修理又は調整の必要が生じたときは、その修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。
２　甲は、契約物件につき特別な保守を必要とする場合には、乙に申し出ることとし、この場合に要する費用は、甲の負担とする。

（所有権等）
第１３条　契約物件の所有権は、賃貸借期間中を通じて乙に属し、甲は、乙の承認を得た場合のほかは契約物件の改造、模様替え等を行ってはならない。

（賃借料の支払い）
第１４条　甲は、乙から賃借料の適正な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に賃借料を支払わなければならない。
２　乙は、乙の責めに帰すべき理由により契約物件を使用できない期間があった場合において、１月に満たない日数があるときは、甲乙協議して賃借料から減額する額を定め、月額の賃借料を請求しなければならない。

（物件の滅失又はき損）
第１５条　甲の過失により、返還までに生じた契約物件の滅失、又はき損については、甲がその費用を負担するものとする。ただし、通常の損耗及び減耗はこの限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、契約物件の滅失又はき損の原因が天災、その他甲乙双方の責めに帰すことができないものであるときは、甲乙が協議して損害の負担について定めるものとする。

（物件の調査）
第１６条　乙は、賃貸借期間中、甲の承認を得て契約物件の保管場所に立ち入り、契約物件の原状及び保管状況を調査することができる。

（物件の返還）
第１７条　契約物件の賃貸借期間が満了したとき又は第２０条の規定による契約の解除をしたときは、甲は、乙に契約物件を返還するものとする。
２　契約物件の返還に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（保険）
第１８条　乙は、賃貸借期間中、乙を被保険者として乙の費用で契約物件に保険を付さなければならない。
２　第１５条の規定により甲が乙に損害を与えた場合において、前項の保険で補償された損害に対して、乙は、甲に対し保険が適用された部分の損害を請求することができない。
３　乙は、甲又は第１０条に基づく使用者が、物件の使用により第三者に損害を与えた場合において、第１項の保険の補償の対象となるときは、この保険を適用する。

（秘密の保持）
第１９条　乙は、賃貸の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に使用してはならない。

（契約の解除）
第２０条　甲又は乙は、原則として１か月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。
２　前項によりこの契約が解除された場合には、甲又は乙は、これにより被る相手方の損害については共にその責めを負わない。
３　第１項のほか、甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。
（１）契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
（２）この契約に違反したとき。
（３）正当な事由が無く甲の指示又は監督に従わないとき。
（４）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員 と密接な関係を有する者であるとき。
４　前項の規定により契約を解除した場合において、既納分があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）
第２１条　乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）
第２２条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年１２月７日

徳島県
徳島県徳島県土整備事務所　佐野　功

住所
社名
代表者名